

# 日本感染症対策協会認定マーク事業実施要領

## 日本感染症対策協会認定マークとは

一般社団法人 日本感染症対策協会は、新型コロナウイルス対策を中心とした感染症の対策について、会員向けに対策支援、情報発信を行う一般社団法人です。日本感染症対策協会認定マークは、新型コロナを主体とした感染症対策として開発された製品やサービスに付与するラベルです。このマークが活用されることにより、消費者の皆様が感染症対策を意識した製品・サービスの選択を行うことを可能とし、会員企業様の製品開発・サービスがより充実・発展することを目的としています。

## 第1 目的

一般社団法人日本感染症対策協会認定マーク（以下「協会認定マーク」という。）は、一般社団法人日本感染症対策協会（以下「協会」という。）が感染症対策の発展・改善・充実・安心等に資すると認められる製品及びサービスに協会認定マークを付すことにより、感染症対策に関する情報等を広く社会に提供し、消費者及び事業者を含めた感染症対策全体の発展を支援することを目的とする。

## 第2 認定条件

協会が、対象となる製品・サービスについて協会認定マークを付すためには、当該製品・サービスが以下に定める条件を満たしていることを要するものとする。

- (1) 対象となる製品・サービスの各業界団体の基準を満たし、感染症対策の発展と向上のために開発されたものであること。
- (2) 対象となる製品・サービスの安全性について、当該製品・サービスの製品類型に定められた認定基準（自主基準）を満たしていること。
- (3) 協会の目的である感染症対策の発展と向上に資するものであること。
- (4) 対象となる製品・サービスの取扱事業者がその属する業界の関連諸法規、条例、政令を遵守していること。
- (5) 対象となる製品・サービスが、その取扱事業者の属する業界の関連諸法規、基準、規格などに合致していること。

### 第 3 認定製品・サービスの権利

認定製品・サービスには、協会認定マークの表示を製品・サービスのパッケージ及び広告活動に使用することができる。

### 第 4 報告

協会認定マークを使用した製品・サービスについて、安全性の見直し、リコールなどのトラブルなどが起きた場合は、当該製品・サービスの取扱事業者は、協会に対し、速やかに被害の状況及び原因並びに対策等についての調査検討の結果を報告するものとする。

また、対象製品・サービスの仕様変更・パッケージの変更を行う際も協会に対し速やかに報告をするものとする。

### 第 5 事前申請、認定の取り消し、禁止事項

1 協会は、協会認定マークが付されている製品・サービスについて、以下の事項に該当する場合には、対象製品・サービスの協会認定マークの承認を取り消すことができる。

- (1) 協会が協会認定マークとして承認するに相応しくないと判断し、理事会で決議を経た場合。
- (2) 対象製品・サービスの安全性や効果等について、誇大広告、法令違反、申請虚偽がなされていることが認められた場合。
- (3) 対象製品・サービスに起因する重大な事故が発生した場合。
- (4) 対象製品・サービスに係るトラブル等により、協会の名誉を毀損し、またはそのおそれがある場合。
- (5) 対象製品・サービスの取扱事業者が第 4 の報告を怠った場合。
- (6) 対象製品・サービスの取扱事業者が協会を退会した場合。
- (7) 認定要件として認められた内容を変更（仕様変更など）し、速やかに協会に報告しなかった場合

2 対象製品の安全性や効果の誇大広告、法令違反、申請虚偽、あるいは対象製品・サービスに起因する事故やトラブルがあった場合には、協会は一切の責任をとらず、対象製品・サービスの取扱事業者が自己の責任と負担において一切を解決するものとする。

3 対象製品・サービスの取扱事業者が協会の名誉を毀損し、あるいはそのおそれがある場合、協会は対象製品・サービスの取扱事業者に対し損害賠償を請求できるものとする。

4 対象製品・サービスの取扱事業者は、協会認定マークの承認が取り消された場合には、6 か月以内に認定表示の入った製品・サービスの回収に努めなければならない。

- 5 協会認定マークの承認を取り消された事業者が当該認定の取消しにより損害を被った場合であっても、協会は、当該事業者の損害について、一切の責任を負わないものとする。

## 第 6 会費に関する規定

1. 入会金および会費の金額は、理事会でこれを決める。
2. 年会費は、協会から請求のあった年度分を一括で支払うこととする。
3. 年会費は、会員となる前月末までに支払うこととする。  
※1月1日から会員になる場合は、12月末までに入金とする。  
1月1日を過ぎてから入金となった場合は、2月1日からの会員とする。
4. 既納の入会金および会費は、いかなる場合でもこれを返却しない。
5. 入会金および会費は、協会の諸事業を遂行する経費にあてる。
6. 協会認定マークの承認を申請するためには協会の会員であることを要する。
7. 会員は、毎年年会費 10 万円(税別)を協会に支払う。
8. 認定表示の使用の申請は、基本的に 1 製品・サービス単位で行うものとする。
9. 一度認定を受けた製品・サービスについては、第 5 に掲げる理由で認定を取り消された場合、もしくは、仕様変更により認定要件に関わる変更であると判断された場合を除き、再審査を要しない。
10. 対象製品・サービスの事業者は、更新の際に、協会認定マーク使用料として 1 製品ごとに 10 万円(税別)を協会に支払う。  
入会金および各種会費を下表に示す。※費用は全て税別価格とする。

費用項目	1 年目	2 年目以降	備考
入会金(認定企業)	10 万円	-	
年会費(認定企業)	10 万円	10 万円	
協会認定マーク使用料	10 万円	10 万円	年額(1 製品/サービス毎)
合計	30 万円	20 万円	

## 第 7 規程の変更

本規程は予告なく変更される場合があり、この場合、変更後の規程が適用されるものとする。

## 第 8 申請から審査承認・協会認定マーク使用までの流れ

申請から審査承認・協会認定マーク使用までの工程は下記とする。

- ① 事前審査申請申込書の提出（必要書類含む）
  - ・事務局にて申請書類の確認
  - ・協会認定マーク審査機構にて審議
  - ・理事会にて判定、承認
- ② 事務局より審査結果をメールにてご連絡
- ③ 入会金のお支払  
年会費のお支払 ※年間更新  
協会認定マーク審査事務手数料のお支払 ※年間更新認定承認  
(年会費は、会員となる前月末までに支払うこととする。)
  - ・事務局より協会認定マーク及び使用可能呼称のロゴデータ支給
- ④ 対象製品・サービスの販売、広告活動開始

制定 2020年12月1日

改定 2021年1月13日